

国立大学法人東京農工大学不正防止計画

平成27年3月2日
 (平成28年3月9日改定)
 (平成30年2月21日改定)

東京農工大学では、「国立大学法人東京農工大学競争的資金等取扱要項」第10条に定める競争的資金等不正防止計画推進室において、競争的資金等を適正に運営及び管理するため、国立大学法人東京農工大学不正防止計画を以下のとおり定める。

1. 大学内の責任体系の明確化

不正発生の要因	不正防止計画
・時間が経過することにより、責任意識が低下する。	・部局長会議等において、随時、各責任者に対し責任体系の啓発を促し、意識の向上を図る。 また、各責任者の異動時に引き継ぎ等を明確に行い、責任意識の低下を防止する。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正発生の要因	不正防止計画
・競争的資金等の事務処理手続きに関するルールが理解されていない。	・事務処理手続きに関するルールを明確にし、競争的資金等の不正防止対応マニュアルを作成し、説明会等で周知徹底する。 ・使用ルールの解釈の統一化を図るため「質疑応答」を作成し、適正運用の徹底を図る。 ・会計ハンドブックを作成し、適正な経費執行、不正防止等について、周知徹底する。
・不正に当たる行動とは何かを、十分に理解していない。 ・不正を行っても、研究に使用すれば許されるという意識がある。	・コンプライアンス教育を実施し、本学において競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員(以下「構成員」という。)に対し、不正とは、故意若しくは重大な過失(不知によるものを含む。)による競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付決定の内容やこれに付した条件に違反した使用をいうことを周知徹底する。 ・構成員から不正を行わない旨の誓約書を提出させる。 ・構成員に対して、行動規範の周知徹底を図り、コンプライアンス意識の向上を促す。 ・研修等を実施し、不正は金額の多寡、私的流用の有無に関係なく研究を台無しにすること、大学の信用を失墜する行為であること、当該者に対して懲戒処分等(※)を課すことを周知徹底する。

※ 本学による措置： 懲戒処分、民事訴訟、刑事告訴、調査結果の公表(氏名を含む)
 配分機関による措置： 研究費の返還、応募資格の制限

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正発生の要因	不正防止計画
・不正防止計画を策定・実施したにもかかわらず、不正事案が発生する。	・不正事案の調査で判明した具体的な要因について、その再発防止策を検討し不正防止計画に反映させる。
・個人依存度が高い、あるいは閉鎖的な職場環境や牽制が効きづらい研究環境等、不正が行われるリスクが高い環境が形成されている。	・当事者以外の者によるチェックが行われるシステムを構築し、第三者による牽制を行う。
・不正事案の要因に、業者に対する支払いの遅延・未払いがある。	・教員等は、権限内の発注(100万円以下)について、業者から納品後に請求書等を受領した場合には、速やかに発生源システムに入力するとともに、契約担当係に請求書等を提出することを徹底する。 ・業者取引帳簿等を提供させ、本学の執行状況と突合することによって実態的な調査を行う。
・データベース・プログラム・デジタルコンテンツ作成、機器の保守・点検など、特殊な役務契約に対する検収が不十分である。	・データベース等の場合は、成果物(プログラム、修理完了報告書等の有形なもの)により、検収の確認を行う。 ・機器の保守及び点検等の成果物がない場合は、立合い等による現場確認を行う等、確実な納品検査を行う。
・非常勤雇用の事実確認をする意識が希薄である。	・雇用の確認に関して、抜打ちにより、雇用者(教員)・被雇用者(学生等)を別々にヒアリング調査する。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

不正発生の要因	不正防止計画
・予算執行状況が適切に把握されていないため、予算執行が集中する等の事態が起こる。	・研究計画等に基づき、定期的に予算執行状況の確認を行い、適正な執行の指導・助言を行う。
・業者と構成員が緊密な関係になると、癒着を生み不正な取引が発生する。	・特定の業者に偏った発注がないか注視するため、必要に応じて債務を確認するなど取引状況の確認を行う。 ・「業者の皆様へ」を積極的に配布し、どのような行為が不正使用にあたるかを業者にも認識させる。また、本学構成員から架空取引や虚偽の書類作成等の依頼があった場合は、直ちに本学に通報することを業者に要請する。 ・本学と頻繁に取引を行う業者に対して、不正に加担しない旨の誓約書等の提出を義務づける。
・発注物品の検収確認が不十分であるため、架空伝票操作による納品や預け金が防止できない。	・全ての購入物品について、納品時の検収を徹底する。
・パソコン等、換金性の高い物品の管理が不十分のため私的に売り払うなどして、不正の温床となる。	・パソコン、タブレット型コンピュータを購入年度から4年間、少額備品に準じて管理する。
・一部旅行命令どおりでない出張もカラ出張になるなどの具体的な事例の周知が不十分である。	・例えば、以下の事例もカラ出張になる場合があること、疑義がある場合は出張前に相談窓口にご相談することを周知徹底する。 1) 学会開催期間中の一部期間を利用して観光する。 2) 宿泊費を要しない自宅や友人宅に宿泊したにもかかわらず、宿泊料の支給を受ける。
・旅行事実の確認が不十分であるため、カラ出張や水増し請求のリスクが高い。	・構成員が行う出張について、出張報告及び旅行の事実を証明する書類等を利用して宿泊先等に問い合わせ事実確認を強化する。

5. 情報の伝達を確保する体制の確立

不正発生の要因	不正防止計画
・通報窓口が分かりにくいいため、不正が潜在化する。	・通報窓口について、研修会・HP・会計ハンドブック等を工夫し学内外に周知徹底を図る。
・ルール等が十分に理解されていないため、誤った解釈で経費が執行されるおそれがある。	・本部及び各地区に設置した相談窓口において、構成員等からの相談や質問を受け情報を共有し運用の統一を図る。 ・相談窓口について、研修会・HP・会計ハンドブック等を工夫し学内外に周知徹底を図る。

6. モニタリングの充実(監査体制の強化)

不正発生の要因	不正防止計画
・不正の防止を推進する体制の検証及び不正発生意因に着目したモニタリングが不十分であるため、不正発生のリスクが高い。	・内部監査等の調査内容を強化し、通常監査及び特別監査の対象数を拡大する。 ・不正が発生するリスクを考慮し、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ち等を含めたリスクアプローチ監査を実施する。 ・内部監査部門(監査室)は、監事、会計監査人等と連携し、効率的・効果的・多角的な監査を実施する。
・競争的資金等不正防止計画推進室が作成する「不正防止計画」が形骸化してしまう。	・「不正防止計画」の適正性・実施状況について適切な監査を実施する。